

令和3年度発達障がい者就労・生活支援者育成事業委託企画提案競技実施要領

1 事業の目的

発達障がい者の就労支援及び生活支援に関して、就労支援関係者の共通基盤を整備し、発達障がい者の雇用促進と職業生活の安定を図ることを目的とする。

2 業務の名称

令和3年度発達障がい者就労・生活支援者育成事業

3 業務の内容

別紙仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

5 委託料の上限額

1, 202, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

6 委託料の支払い

精算払い

7 企画提案競技参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (3) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者。

- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

8 実施スケジュール（予定）

- | | | |
|--------------------|--------------|--------|
| (1) 公告（県庁ホームページ） | 令和3年6月25日（金） | |
| (2) 企画提案競技参加申込受付期限 | 令和3年7月9日（金） | 午後5時まで |
| (3) 質問書受付期限 | 令和3年7月13日（火） | 午後5時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和3年7月16日（金） | 午後5時まで |
| (5) 審査結果通知 | 令和3年7月26日（月） | ※通知発送日 |

9 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

ア 提出場所

本要領15の場所

イ 提出期限

令和3年7月9日（金）午後5時まで（必着）

（郵送の場合も必着とする。）

ウ 提出方法

持参、郵送または電子メールによる。

エ 提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
- ② 代理人を選定した場合は、委任状（様式第2号）

オ その他

- ① 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
- ② 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、宮崎県障がい福祉課から電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日（土曜日及び日曜日を除く。）までに連絡が無い場合には、問い合わせること。
なお、提出期限である7月9日に持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、当日の午後5時までに本要領15の問合せ先に電話で提出状況の確認を行うこと。
- ③ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限（7月16日）までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。
- ④ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

(2) 質問及び回答

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を提出すること。

- ① 提出方法は、本要領15の問合せ先へFAX又は電子メールにて行うこと。
- ② 件名は、「令和3年度発達障がい者就労・生活支援者育成事業に係る質問」とする。

イ 受付期限

令和3年7月13日（火）午後5時まで（必着）

ウ 回答

原則として、質問者に対し、質問受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

(3) 企画書の提出

ア 提出書類

下記①から⑨を1セットとし、正本1部、副本5部を郵送又は持参すること。

- ① 企画提案競技申請書（様式第5号）
- ② 団体概要（様式第6号）
- ③ 企画提案書（様式任意）
以下の内容を盛り込むこと。
 - (i) 支援関係者講習の開催（※2回分それぞれ記入すること。）
 - ・ 対象者、参集規模（規模等の案、参加者への案内方法）
 - ・ 内容、方法（テーマ及び内容の設定方針）
 - ・ 講師（講師案、講師の選定方針）
 - ・ 発表者等（発表者及びコーディネーター等の選定方針）
 - ・ 開催方法等（開催スケジュール、開催方法、開催回数、開催時間）
 - (ii) 企業向けセミナーの開催
 - ・ 対象者、参集規模（規模等の案、参加者への案内方法）
 - ・ 内容、方法（テーマ及び内容の設定方針）
 - ・ 講師（講師案、講師の選定方針）
 - ・ 発表者等（発表者及びコーディネーター等の選定方針）
 - ・ 開催方法等（開催スケジュール、開催方法、開催回数、開催時間）
- ④ 令和3年度発達障がい者就労・生活支援者育成事業に係る見積書（様式任意）
 - (ア) 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
 - (イ) 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ⑤ 過去3年以内の国又は地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること）
- ⑥ 誓約書（様式第7号）
- ⑦ 県税に未納がないことの証明書

⑧ 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第8号）

⑨ 決算書（直近三期分）

イ 提出期限

令和3年7月16日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出場所

本要領15の場所

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

11 委託業者の選定方法

別添の「令和3年度発達障がい者就労・生活支援者育成事業企画提案競技審査基準表」に基づき、提出された企画提案書等を評価し、選定するものとする。

12 選定結果の通知

選定結果は、企画提案競技参加者全員に対し、書面により通知する。

13 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を受託候補者として委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

なお、受託候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を受託候補者として必要な協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 その他

- (1) 本業務に関する説明会は開催しない。
- (2) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。

なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者

に無断で使用しない。

- (4) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 契約結果（契約案件名、契約相手方、得点、参加者数）については、契約締結後に県庁ホームページで公表する。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

15 事務を担当する部局（問合せ先）

宮崎県福祉保健部障がい福祉課（担当 本田、前田）

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電 話 0985-26-7068

F A X 0985-26-7340

メール honda-takayuki@pref.miyazaki.lg.jp